

01「畑地化促進事業」募集案内

○事業の概要

1. 畑地化支援

水田を畑地化して、ア. 高収益作物及びイ. 畑作物(高収益作物以外)の本作化に取り組む農業者を支援します。

2. 定着促進支援

ア:高収益作物

水田を畑地化して、高収益作物の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

イ:畑作物(高収益作物以外)

水田を畑地化して、高収益作物を除く畑作物(麦、大豆、飼料作物、そば等)の定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援をする。

対象作物	1. 畑地化支援(※1.2)	2. 定着促進支援(※3)
ア. 高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a	2万円/10a×5年間(加工用は3万円) 又は、一括10万円/10a(加工用は15万円)
イ. 畑作物 (麦、大豆、飼料作物、そば等)	14.0万円/10a	2万円/10a×5年間 又は、一括10万円/10a

※1 畑地化の取組は、交付対象水田から除外する取組を目指す(地目の変更を求めるものではない)

※2 令和5年度における取組が対象

※3 定着促進支援は、令和4年度または5年度において、畑地化した面積全体が対象

3. 産地づくり体制構築等支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、関係者間の調整や土地改良区の地区除外決済金等を支援します。

(1)産地づくりに向けた体制構築支援

畑作物の産地づくりに取り組む地域を対象に、団地化やブロックローテーションの体制構築等のための調整(現地確認や打合せなど※4)に要する経費を支援(定額(1協議会当たり上限300万円))

※4 畑地化(交付対象水田からの除外)に際しては、借地の場合には、賃借人(耕作者)が土地所有者の理解を得ることが必要。地域再生協議会において、土地所有者を含めた地域の関係者に対する理解の醸成等の取組を進めていくことが重要。

(2)土地改良区決済金等支援

令和5年度に畑地化に取り組むことを約束した農業者に対して、畑地化に伴い土地改良区に支払う必要が生じた場合に、土地改良区の地区除外決済金等を支援(定額(ただし上限25万円/10a) [01-1 畑地化促進事業\(農水省パンフ\) \[PDF\]](#))

○事業要望調査

1. 要望調査期間

令和5年1月23日(月曜日) 豊後大野市農業再生協議会必着

2. 必要提出書類

・畑地化推進事業取組計画書

(提出用)01-2畑地化推進事業取組計画書〔PDF〕/XLS)

(記載例)01-3畑地化推進事業取組計画書【記載例】〔PDF〕

・確認書

(提出用)01-4確認書〔PDF〕

3. 提出先(お問い合わせ先)

〒879-7198

豊後大野市三重町市場1200番地

豊後大野市地域農業再生協議会事務局(豊後大野市役所別館2階)

電話0974-22-5998(直通)